

## 「指定施設における不在者投票事務処理要領」

※文中の「法」は公職選挙法、「令」は公職選挙法施行令です。

### 1 不在者投票制度

選挙の当日、一定の事由によって自ら投票所に出向いて投票することができない選挙人のために、投票日の前でも投票ができるように設けられた制度として、「期日前投票制度」と「不在者投票制度」があります。「期日前投票」は、名簿登録地の市町村の選挙管理委員会で行う投票です。一方、「不在者投票」は、

①選挙期日には、選挙権を有するが、選挙期日前において投票を行おうとする日には未だ選挙権を有しないもの(例えば、選挙期日には18歳を迎えるが、選挙期日前においては、未だ17歳であり選挙権を有しない者など)が名簿登録地の市町村の選挙管理委員会において行う投票

②長期滞在、出張等で名簿登録地の市町村以外の市町村の選挙管理委員会で行う投票

③病院や老人ホーム等の指定施設で行う投票

があります。

この要領では、③について記述いたします。

### 2 不在者投票のできる期間、時間

告示日の翌日から投票日の前日までの毎日午前8時30分から午後5時までの間に  
おいて不在者投票ができます。(法第270条、令第58条第1項)

【参考】彦根市議会議員一般選挙

告示日：令和5年4月16日          選挙期日：令和5年4月23日

選挙権：令和5年1月16日以前から彦根市内に住所を有する者

### 3 不在者投票の事由

各都道府県の選挙管理委員会が指定する指定施設において不在者投票のできる人は、当該施設に入院、入所中の選挙人で、次に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる者です。(法49条第1項)

#### (1)法第48条の2第1項第2号事由

用務(冠婚葬祭を除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行または滞在すること。

なお指定施設に入院、入所されている者の付添の人、指定施設の職員は、その指定施設での不在者投票はできませんので、ご注意ください。

ただし、指定施設が付添人の名簿登録地(彦根市)の区域外にある場合は、その指定施設が所在する住所地の選挙管理委員会などで不在者投票ができますので、詳しい手続は彦根市選挙管理委員会に確認してください。

## (2)法第 48 条の 2 第 1 項第 3 号事由

疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。

この場合は、指定施設が選挙人の属する投票区の区域内、区域外にあることを問いません。

なお、歩行が可能で、指定施設が選挙人の属する投票区の区域内にある場合は、不在者投票はできませんので、選挙の当日、投票所に行って投票することになります。

## 4 不在者投票管理者

指定施設に入院、入所している選挙人の不在者投票については、当該施設の長が不在者投票管理者となります。(令第 55 条第 2 項、第 4 項第 2 号)

ただし、指定施設の長が候補者となった場合または外国人である場合には、不在者投票管理者になることはできません。(令第 55 条第 8 項)

また、上記の場合や指定施設の長に事故があり、または欠けた場合には、当該指定施設の長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者になることになります。(令第 55 条第 9 項)

## 5 不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票事務の管理執行にあたっては、違法な事務手続によって選挙が無効とされることのないよう次の点に留意して公正かつ適正な事務処理を行ってください。

- (1) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。(法第 135 条第 2 項)
- (2) 不在者投票記載場所に公職の候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあるときは、撤去しておかなければなりません。(法第 143 条第 1 項第 5 号、法第 145 条第 1 項)
- (3) 不在者投票制度は、投票日の前に選挙人に投票させる例外的な取扱いですので、特にその取扱いは厳格にし、前もって不在者投票管理者が行う事務全体の処理について計画を立て、円滑な事務処理ができるよう検討しておいてください。
- (4) 勘や過去の経験に頼らないで、常に法規、実例、判例等に根拠をおいて、適正に処理してください。(疑わしい点については、自分の考えだけで処理をせず、彦根市選挙管理委員会に照会してください。)
- (5) 投票にあたっては、自由、公正および秘密保持を期し、選挙人に勧誘あるいは威圧を加えることのないよう十分配慮してください。
- (6) 不在者投票管理者、不在者投票の立会人および代理投票の補助者についても、一般の投票と同様に、買収および利害誘導罪、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪等の罰則の適用がありますので、これらの罰則に触れることのないよう注意してください。(法第 255 条)

## 6 不在者投票管理者の主たる事務

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続きのすべてについて最終的な決定権を持ち、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行するのが役目です。

その主たる業務は次のとおりです。

### (1) 選挙人に代わって投票用紙および不在者投票用封筒(以下「投票用紙等」といいます。)の交付を請求すること。(令第50条第4項)

請求の方法は、入院、入所中の選挙人が直接に行う場合と、入院、入所中の選挙人の依頼によって指定施設の長が代理して行う場合があります。

また、点字投票によって不在者投票をするときには、請求の際に、その旨を申し立てなければなりません。(令第50条第3項)

請求は、次により行ってください。

#### ① 請求先

〒522-8501

彦根市元町4番2号 彦根市選挙管理委員会委員長

#### ② 請求に必要な書類(請求は直接または郵便により行ってください。)

##### ア 選挙人が直接に請求する場合

不在者投票宣誓書(兼請求書) 別紙1

なお、この請求をする際には、あわせて当該指定施設において投票を行う旨を記載しなければなりません。(不在者投票宣誓書(兼請求書)の余白に「〇〇〇〇(施設名)で投票します。」旨、記載していただいでください。)

##### イ 指定施設の長が代理して請求する場合

投票用紙等の交付請求書 別紙2

#### ③ 請求時期

投票用紙等の請求は、告示日以後はもちろん、告示日前においてもできますので、できるだけ余裕をもって行ってください。なお、告示日前に請求された場合は、告示日の翌日(郵便で発送するときは、告示日以前において彦根市選挙管理委員会が定める日)以後直ちに投票用紙等を交付いたします。

### (2) 交付を受けた投票用紙等を選挙人に渡すこと。(令第53条第4項)

不在者投票記載場所で記載するときまで、投票用紙には何も記載しないよう十分に注意してください。

(3) 投票用紙、不在者投票用封筒および不在者投票証明書別紙3を点検すること。  
(令第58条第2項)

① 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、その選挙人が正当な選挙人であるかどうか、投票用紙等が正規のものであるかどうかを確認してください。

既に投票用紙に候補者の氏名等を記載して持参してきた場合は、選挙人に投票用紙等を返還し、その投票用紙と引換えに彦根市選挙管理委員会委員長に再交付の請求をさせたいえ、正規の不在者投票をさせてください。

② 不在者投票証明書の点検

選挙人が自分で投票用紙等を請求したときは、彦根市選挙管理委員会から交付した不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開披されていないかどうかを点検してください。

既に封筒が開披されているときは、選挙人が誤って開披したかどうかにかかわらず投票させることはできません。

なお、指定施設の所在地と不在者投票証明書に記載された投票期日における現在地とが一致しないときは、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があるときは投票させてかまいません。

(4) 立会人を選び、投票に立ち合わせること。(令第58条第3項)

不在者投票が行われる場合、不在者投票管理者は、選挙権を有する者を立ち合わせなければなりません。立会人がなく行われた投票は無効となりますので、不在者投票管理者は、少なくとも1人の立会人を選んで投票用紙等の点検から受理にいたる全手続に立ち合わせなければなりません。

なお、立会人は不在者投票管理者、その補助者、代理投票の補助者と兼ねることはできません。

(5) 不在者投票記載場所の設備をすること。(令第58条第4項)

投票記載場所については、投票の秘密を保持し、投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止するため、相当の設備をしなければなりません。

また、投票記載場所に候補者の氏名等を書いた紙、選挙運動用のポスター等が掲示してあるときは、撤去しておいてください。(法第143条第4項)

(6) 投票の方法は法定の手続によること。(令第58条第1項)

① 選挙人が投票記載場所で記載し投票する場合

投票の記載場所において、投票用紙に候補者1人の氏名を記載させ、これをまず、不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、さらに不在者投票用外封筒に入れて封をさせ、外封筒の表面に署名させて提出させてください。

なお、点字投票があったときの不在者投票用外封筒の表面の署名は、不在者投票用内封筒を不在者投票用外封筒に入れる前に点字で打たせてください。

② 代理投票を希望する者がいる場合

不在者投票管理者は、身体の故障または文盲により候補者の氏名等を記載することができない旨の申出があった場合は、立会人の意見を聴いて、投票の補助者2人を選挙人の承諾を得て定め、その1人に投票記載場所において投票用紙に選挙人の指示する候補者の氏名等を記載させ、他の1人をこれに立ち合わせなければなりません。

次に、不在者投票管理者は、選挙人の指示する候補者の氏名等を記載した者に不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、さらに不在者投票用外封筒に入れて封をさせ、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させて提出させてください。

この場合、外封筒の表面の代理記載人欄には、何も記載しないでください。この欄は、次の代理投票の仮投票の場合に限って記載するものです。

③ 代理投票の仮投票の場合(令第41条)

不在者投票管理者は、代理投票を申請した選挙人がある場合において、その事由がないと認めるときは立会人の意見を聴いてその拒否を決定することができます。

その決定について選挙人に不服のあるときまたは選挙人が代理投票をすることについて立会人に異議のあるときは、その選挙人に仮に投票させなければなりません。

この場合、前記②の手続に加えて、不在者投票管理者は、選挙人の指示する候補者の氏名等を記載した者にその者の氏名を代理記載人欄に自署させなければなりません。

(7) 不在者投票を送致すること。(令第60条)

不在者投票管理者は、投票を受け取ったときは、不在者投票用外封筒の裏面に投票の年月日および場所を記載し、不在者投票管理者の氏名を記入し、投票に立ち会った者(投票立会人)に署名させ、他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に「不在者投票在中」と朱書し、その裏面に指定施設の所在地および長の氏名を記載して職印を押し、直ちに彦根市選挙管理委員会委員長あて郵送または持参してください。

また、選挙人が直接彦根市選挙管理委員会に投票用紙等を請求した場合は、不在者投票証明書を同封してください。

なお、代理投票が行われた場合は、代理投票に関する調書別紙4を作成し、投票用紙等にあわせて郵送または持参してください。

## 7 関係事例

- (1) 投票用紙および不在者投票用封筒の引換えはできますが、再交付はできません。
- (2) 原則として、ベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等で歩行が困難なため、投票記載場所で投票することができないときは、やむを得ず、不在者投票管理者が立会人とともにその者のベッドへ行き、ベッドの上で不在者投票をさせることができます。

この場合、投票の秘密保持に十分注意を払うとともに、ベッドのある室内には選挙運動用ポスターは掲示することができないので注意してください。

- (3) 不在者投票用外封筒および送致用封筒の裏面の不在者投票場所、不在者投票管理者の氏名は、ゴム印でも差し支えありません。
- (4) 選挙人が不在者投票証明書用封筒を開披して提示したときは、誤って開披したか否かを問わず、投票を拒否してください。

この場合、投票の拒否について立会人の意見を聞く必要はありません。

## 8 不在者投票の記載をする場所

選挙期日が近づいた場合は、指定施設の長(不在者投票管理者)は、不在者投票記載場所を定めて、お知らせ文**別紙5**を掲示または回覧によって関係選挙人に周知してください。